

四日市市告示第350号

四日市市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。
平成27年 7月24日

四日市市長 田中 俊行

四日市市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱（平成24年四日市市告示第153号）の
一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>農業の持続的発展と農業の有する多面的機能（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第3条第1項に規定する農業の有する多面的機能をいう。）の健全な発揮を図るためには、意欲ある農業者団体等が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要である。特に、環境問題に対する市民の関心が高まる中で、本市における農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくため、より環境保全に効果の高い営農活動が地域でまとまりをもって取り組まれるよう普及推進を図っていく必要がある。このため、環境保全型農業に取り組む農業者団体等に対し、四日市市環境保全型農業直接支払交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて必要な事項を定める。</u></p> <p>(交付の対象)</p> <p>第2条 市は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、事業に要する経費を交付するものとし、交付対象者、事業対象活動及び交付金の額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、平成<u>32</u>年3月31日限り、その効力を失う。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>意欲ある農業者が農業を継続することができる環境を整え、農業の再生を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能の維持及び増進を図る。もって農業を持続的に発展させ、その多面的機能を健全に発揮させるため、環境保全型農業に取り組む農業者に対し、四日市市環境保全型農業直接支払交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて必要な事項を定める。</u></p> <p>(交付の対象)</p> <p>第2条 市は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、事業に要する経費の<u>一部</u>を交付するものとし、交付対象者、事業対象活動及び交付金の額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、平成<u>28</u>年3月31日限り、その効力を失う。</p> |

| 別表（第2条関係） | | 別表（第2条関係） | |
|-----------|--|-----------|--|
| 交付対象者 | 農林水産省生産局長が別に定める農業者団体等とする。 | 交付対象者 | 以下の条件を、全て満たす農業者又は集落営農組織（共同販売経理を行う農業者グループ） <u>(1) エコファーマーの認定（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第4条に基づく都道府県知事の認定）を受けていること又は「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（環境保全型農業直接支払交付金）」を作成していること。</u> <u>(2) 「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号生産局長通知）1の（2）の農業環境規範に基づく点検を行っていること。</u> <u>(3) 販売を目的として生産を行うこと</u> |
| 事業対象活動 | (ア) から (ウ) まで (略) (エ) <u>地域特認取組</u> | 事業対象活動 | (ア) から (ウ) まで (略) (エ) <u>その他三重県知事が特に必要と認める取組</u> |
| 交付金の額 | (ア) (エ) 10a 当たり <u>8,000円</u> (イ) 10a 当たり <u>4,400円</u> (ウ) 10a 当たり <u>8,000円</u> (農林水産省生産局長が別に定める作物については <u>3,000円</u>) | 交付金の額 | (ア) (エ) 10a 当たり <u>4,000円</u> (イ) 10a 当たり <u>2,200円</u> (ウ) 10a 当たり <u>4,000円</u> (農林水産省生産局長が別に定める作物については <u>1,500円</u>) |

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

(商工農水部農水振興課)